

(3) 共済掛金の納入

ア 共済掛金の納入方法等

- 所定の「振込依頼書」を使い岩手銀行窓口から振込んでください。振込手数料は掛かりません。(振込の報告は不要です。)
- 岩手銀行が利用できない方は、他の金融機関から次のところに振り込み願います。なお、この場合、振込手数料をご負担していただくこととなります。

金融機関	岩手銀行	本・支店	本店	種別	普通
口座名義人	一般財団法人岩手県学校安全互助会理事長			口座番号	0502329

イ 共済掛金の納入時期等

- 次に記載する場合を除いて、納入期限は、5月31日となります。(5月31日までに納入していただくことで、共済期間は4月1日からとなります。)
- 小中学校等で5月31日までに共済掛金の額が確定しない(準要保護等の認定結果が分からない)ということで報告があった加入者に係る共済掛金については、準要保護等の認定が全て終了した日から1か月以内に振り込んでください。(1か月以内に振り込むことで、共済期間は4月1日からとなります。)

様式2-1 (小中学校、義務教育学校用)

年度 被共済者数及び共済掛金納入予定書

3 共済掛金の納入予定

(1) 共済掛金を5月31日までに納入することとなる分

区 分		人数 (人)	共済掛金 単価	共済掛金納入 予定額 (円)	備考
小学校(又は義務教育学校前期課程)	一般の児童生徒		200円		
	共済掛金が減額(半額)となる児童生徒	要保護児童生徒	100円		
		準要保護児童生徒	100円		
	計				
中学校(又は義務教育学校後期課程)	一般の児童生徒		350円		
	共済掛金が減額(半額)となる児童生徒	要保護児童生徒	175円		
		準要保護児童生徒	175円		
	計				

(2) (1) 以外の分 ※要保護・準要保護の認定が済んでいないことから、5月31日までの納入が困難な分を記入願います。

区 分		人数 (人)	共済掛金 単価	共済掛金納入 予定額 (円)	備考
小学校(又は事務教育学校前期)	共済掛金が減額(半額)となる児童生徒	要保護児童生徒	100円		
		準要保護児童生徒	100円		
	計				
中学校(又は義務教育学校後期)	共済掛金が減額(半額)となる児童生徒	要保護児童生徒	175円		
		準要保護児童生徒	175円		
	計				